

宗教改革の概念史——原語と日本語訳

踊 共 二

はじめに

欧米語の Reformation とその訳語である「宗教改革」は、現在ほとんど排他的にルターをはじめとするプロテスタントの運動と組織形成を指している。その場合、「信仰のみ」「恩恵のみ」「聖書のみ」の原理が一種の踏絵の役割を果たしており、異説を唱える者は排斥される。しかし「宗教改革」という概念は、たとえば「絶対主義」と同じように定義上の困難を抱えており、概念史をめぐる論争が絶えない。そもそも日本語の「宗教改革」は、拝む神の違う宗教を新たに選ぶような根本的変革にも用いられている。たとえば、アモン神への信仰を棄ててアトン神崇拜を導入した古代エジプトのアメンホテプ四世の宗教改革などである。しかし近年、ヨーロッパで起こった宗教改革の研究たちの多くは中世のキリスト教思想や宗教運動との「連続性」を強調している。それだけでなく中世後期以来のカトリック世界における変化を「宗教改革」の一部とみなす研究者もいる。¹⁾

一方、「反革命」と同じ種類の「反宗教改革」を強行したのが近世のカトリック教会だという概説的記述は現在ほぼ力を失っている。しかしそれに代わる概念はいまだに定まっていない。「宗派化 (confessionalization)」という新概念を提唱する歴史家もいる。それはカトリックとプロテスタントの改革を包摂しており、教義・教会組織・政治体制・社会制度・文化・人間精神を全面的に「宗派的にする」過程を意味する。他方、宗教改革の多様性を強調すべく Reformatio といふ複数形を使う論者も増えている。大文字を避けて reformatio とするケースもある。²⁾しかし、単数であれ複数であれ、大文字であれ小文字であれ、いったい何が「宗教改革」であり何がそうでは「ない」のか、今や宗教改革研究はその前提条件が問われている。われわれは概念と実相の両方を（欧米語の Reformation と日本語の「宗教・改革」の両方について）再点検する必要性に迫られている。本稿はその手がかりとして、まず概念（史）を扱うものである。

1、reformatio から Reformation へ

欧米語の Reformation はラテン語の reformatio に由来する。その意味の変遷をおおまかにたどれば次のとおりである。古代においてはオウイディウス（紀元前四三〜紀元一八年）が『変身物語』でヘラクレスの甥イオラオスの変身について、女神ヘーベの力で顔かたちが一変して「むかしの若さに返っている reformatus」と記している。³⁾ reformatio は「最初の姿に戻る」かたちでの変身 (metamorphoses/transformatio) を意味する言葉として使われていたのである。紀元一世紀を生きたセネカやプリニウスも reformatio, reformatio, reformatio を古き良き時代の姿を回復すること (restitutio) の意味で使った。⁴⁾ 一方、新約聖書においては、reformatio は罪からの贖い、再生、新生の意味で

用いられている。すなわち、フィリピ書三章二節に「キリストは万物を支配下に置くことさえできる力によって、わたしたちの卑しい体を御自分の栄光ある体と同じ形に変えてくださる (reformabit) のです」とある。この場合は、古代の文学・哲学とは違い、原罪以前の状態で「戻る」だけではなく「新しくなる」「完成する」という意味が含まれている。その後の教父たちに目を向ければ、テルトゥリアヌス、ラクタンテウス、アウグスティヌスらが、人間が原罪以前の姿に戻って「再生」すること、また同時に終末的な救いが完成して人間（の魂）が「変容」すること、という意味で *reformatio*, *reformare* を用いている。アウグスティヌスの『告白』には、あなた（神）は「私の醜い姿を御目の前で造りなおすことを喜ばれた *placuit conspectus tuo reformare deformia meae*」というくだりがある。⁵⁾

中世においては名詞の *reformatio* が「教会改革」や「修道院改革」の意味で使われている。たとえば第四ラテラノ公会議（一二一五年）の召集の目的は聖地の回復と「普遍的教会の改革 *reformatio universalis Ecclesiae*」だとされている。⁶⁾ 中世後期になると「政治改革」「帝国改革」（正しい秩序の回復）についても *reformatio* 概念が用いられた。いわゆる「皇帝ジギスムントの改革 *Reformatio Sigismundi*」（一四三九年）がその好例である。⁷⁾ 一五世紀後半に生まれた宗教改革者マルティン・ルターも *reformatio* 概念を教会改革の意味で用い、大学の制度改革などの文脈でも使ったが、実際のところ、それらの用例は少ない。この単語はむしろカトリック側・皇帝側によって多用されていた。たとえば「アウクスブルク仮信条協定 *Augsburger Interim*」の補足としてカール五世が「改革の提要 *Formula Reformationis*」なる文書を作成させている。⁸⁾ ルター主義と *reformatio*, *reformare* が分かちがたく結びつけられて *ecclesiae reformatae* 等の表現が用いられるようになったのは一六世紀後半以降のことである。その例は一五八〇年の「和協信条 *Formula Concordiae*」にみられる。⁹⁾ ルター宗教改革百周年の年（二六一七年）にはヨハン・ゲルハルトがルターの「改革事業 *reformationis opus*」こそキリスト教会を再生させのたと論じ、ルターの

Reformationを特別視するドイツ的伝統の基礎を築く。一方、カルヴァン派は自分たちこそ真に改革された教会 (eglise réformée) であると主張しており、ドイツ語圏でも Lutherisch (ルター派) と Reformiert (改革派) という対比が生まれ、ウエストフリア条約 (一六四八年) の時代に普及するに至る。それ以後、Reformation はルターだけでなくヴィンギリヤカルヴァンもその重要な担い手であるという認識が定着することになる。¹¹

啓蒙の世紀すなわち一八世紀には Reformation が一五一七年から一五五五年までの一連の出来事を指す歴史用語としてドイツの各種の辞書や事典に掲載されるようになる。¹²この時期 Reformation は次第に再生・復興の意味を失い、「改革」「刷新」の意味合いを強めていく。さらに Reformation は人間精神の「自由」の発展史の一段階と位置づけられるようになる。¹³その後、一八一七年つまり宗教改革三百年記念の年に Reformation と個人の自由そしてドイツ国民の自由の理念とが結びつけられたことはよく知られている。¹⁴そして一八三〇年代にはレオポルト・フォン・ラッケが Reformation の時代を「ドイツ史上の画期」と位置づける。こうして宗教改革は「時代」を特徴づける大事件とみなされ、ドイツ人の歴史における不動の地位を得ることになるのである。¹⁵

二、近世カトリシズムをどうみるか——錯綜する概念

ドイツにおいて Reformation がプロテスタントの改革と排他的と言えるほど結びつけられたのは事実だが、reformatio はカトリック教会の用語でもありつづけた。一五五五年のアウクスブルク平和条約において領邦君主に認められた ius reformandi は reformatio の権限であり、それは一般に「宗派選択権」と訳されているが、場合によっては宗教改革権、復旧権とも訳せる。この権利は当然カトリック側にもプロテスタント側にもあった。領邦の宗派

をプロテスタントからカトリックに「戻す」手続きも *reformatio* なのである。一六五三年にハプスブルク家の世襲地で行われた再カトリック化が *reformatio* と呼ばれた例がある。これに関連して、一八世紀前半にウェストファリア条約関係の数多くの史料を編集した法学者ヨハン・ゴットフリート・フォン・マイエルン（ルター派）は、各派がそれぞれの *Reformation* によって宗派を変えたかと思えばまた *Gegen-Reformation* が行われてきたと論じている。¹⁶ こうして *Gegen-Reformation* は「別の」宗教改革（宗派変更）を意味する。換言すれば、複数の *Reformation* の応酬のことである。それはカトリックの行動だけを意味しない。*Gegen-Reformation* の担い手はルター派やカルヴァン派の場合もありうるのである。¹⁷

その後一八世紀後半に同じくルター派の法学者ヨハン・シユテーファン・ピュッターがプロテスタントの *Reformation* とカトリックの *Gegenreformation* はどう違うかを論じ、後者は強引にカトリック教会を再興させる反動的運動であったと論じた。それは「反宗教改革」と訳すにふさわしい動きのことである。¹⁸ この「反宗教改革」観はランケにも受け継がれている。なおピュッターもランケも *Gegenreformationen* という複数形で個々の「営為」ないし「行動」を表すことがあった。ただしその後ランケは *Gegenreformation* を包括的概念と位置づけて単数形を用いることが多くなり、*Antireformation* という用語も使った。¹⁹ こうした用語の使用はカトリック教会の「反動性」を過度に強調し、中世後期から内部的な改革の動きがあったことを無視することになると考えて *Katholische Reformation*（カトリック宗教改革）という表現を用いたのがヴィルヘルム・マウレンプレッヒャーである。彼自身はプロテスタント（改革派）であったが、中近世キリスト教史の研究にさいして客観的であろうとしていた。²⁰

一方、カトリックの歴史家のなかにも *Gegenreformation* の概念を受け入れる者がいた。たとえばモーリッツ・リッターである。リッターがこの否定的含意のある用語を使ったのは、彼が第一ヴァティカン公会議（一八七〇年）の

教皇不可謬説や自由主義批判に反発して「復古カトリック教会」に移ったことと無関係ではないであろう。²¹ 他方 Gegenreformation 概念を積極的に使ったカトリックの歴史家たちもいる。たとえばスイスのピウス協会 (Piusverein) に結集した保守派の学者たちである。彼らは「反自由主義」かつ「反プロテスタント」の旗印のもとで Reformation と Gegenreformation の歴史を論じた。忌むべき自由主義をもたらした(と彼らが考える)プロテスタントの宗教改革への「反撃」は彼らにとっては積極的な意味をもっていた。彼らが発行した『スイス宗教改革史雑誌』において Reformation は「信仰分裂 Glaubensspaltung」とも表現されていた。²² この「信仰分裂」という用語は歴史的事実を言い表しているために現在も使われるが、「自由主義」と「宗教改革」を結びつけてそれらの両方を同時に攻撃する立場は学術の世界では継承されていない。

全体としてカトリックの歴史家たちは Gegenreformation を好まなかった。マウレンブレッヒャーとは違って自身がカトリックであったルートヴィヒ・フォン・パストールが二〇世紀前半に『中世末期以後のローマ教皇史』と題する大著において Katholische Reformation および Restauration の概念を用いてカトリックの改革と復興を表現すると、その立場は多くのカトリック史家に受け入れられた。²³ 一方カトリック史家フーベルト・イエディンは Katholische Reform を中世後期以来のカトリック改革の意味で用いると同時に、プロテスタントの宗教改革に対抗する Gegenreformation (反宗教改革) も現実にかけていたと論じ、一種の中間的な立場をとった。²⁴ なお彼は Reformation の概念をカトリックに関しては用いないことよって独自のカトリック改革の研究を推進することができると考えた。²⁵

その後 Gegenreformation の使用例はドイツでは減っていくが、英語圏や仏語圏ではすでにリッターの時代に Counter-Reformation, Contre-Réforme といった翻訳語が登場していた。それらは当初プロテスタントの宗教改革への

「反対」を意味したが、Katholische Reformation/Reform の概念の登場とともに次第に定義が変化し、カトリック側の（対抗的な）「改革」の意味を強めるようになる。Counter-Reformation は Catholic Reformation や Catholic Reform の意味を含むようになるのである。²⁶ カウンター・リフォーメーションとカトリック・リフォーメーション（リフォーム）を同一の、または並行する現象とみなす欧米の研究者の姿勢は日本にも影響を及ぼしている。Gegenreformation/Counter-Reformation を「反宗教改革」ではなく「対抗宗教改革」と訳す研究者が多いのはそのためである。²⁷

三、新概念の洪水——二〇世紀後半以降

一九八〇年代にヴォルフガング・ラインハルトとハインツ・シリングは、宗教改革とカトリック改革が人間の内面および制度に与えた持続的影響に共通点を見だし、その過程を「宗派化 Konfessionalisierung」と呼んだ。そのさい彼らが念頭に置いていたのはカトリック・ルター派・カルヴァン派・インゲランド国教会などの大宗派であった。また彼らはキリスト教の改革と国家体制の整備・強化、社会的規律化を結びつけて考えていた。一方、共同体レベルの「下から」の運動や権力者の後援を受け（られ）ない再洗礼派などの小規模勢力による組織の確立や内部分裂にも宗派化の概念を適用する論者も現れている。²⁸

現在、多くの研究者が Reformation や Catholic Reform などの概念を使いつづけているが、はじめに述べたとおり、宗教改革の「多様性」を示すために Reformation という複数形を用いたり、大文字書きをやめて小文字 (reformation) にしたりする学者もいる。たとえばカーター・リンドバーグがそうである。²⁹ 中世後期から近世に

かけてラテン語の *reformatio* は、各種の改革事業（ないし行動）を個々に念頭に置く場合は複数形で *reformatioes* と記すのがカトリックの場合もプロテスタントの場合も一般的であった。一八世紀になってたとえばクリステイアン・トマジウスのような法学者がプロテスタントの宗教改革の多様性・複数性を意識して「ルター、ツヴィングリその他の人たちの諸「宗教」改革 *reformatioes* Lutheri, Zwinglii, et aliorum」という表現を用いている。³⁰ したがって *Reformatio* の複数形を復活させる試みは決して奇異なものではない。³¹ なおカトリック改革も *Reformatioes* に含めるリンドバークの立場は、*reformatio* 概念を新旧両派が共有していた歴史を知る者にとっては十分に理解可能である。

次に現代のカトリック教会の *reformatio* 論に言及しておきたい。第二ヴァティカン公会議（一九六四年）で発せられたエキュメニズムに関する教令「一致の再生」(UNITATIS REDINTEGRATIO)には次のように記されている。「教会がこの地上にあるかぎりキリストは継続的な改革を要請する Christ summons the Church to continual reformation as she sojourns here on earth」と³² かつ *reformation* は小文字で記されており、プロテスタントの独占物ではない「教会改革」の意味で使われている。それは中世以来の用語の復活ともいえる。プロテスタント(改革派)が強調する「たえず改革される教会 *ecclesia semper reformanda*」という表現も(元来アウグスティヌスに由来する言葉として)積極的に用いられている。教皇庁の公式サイトのある記事(二〇〇〇年)には「たえず改革されるべき教会という理念は Counter-Reformation の時代以降、つまりトレント公会議以降、歴史的状況のなかで護教的姿勢ゆえに犠牲にされてきた」と記されている。³³ カトリック教会自らが Counter-Reformation の時代という表現を用いている点が興味深い。これは「真理」の独占と異端の根絶に心血を注いだ過去の歴史を反省し、客観視しているからであろうか。

ところでベルント・ハムによれば、宗教改革は中世後期以来の「中心的規範への集中 normative Zentrierung/normative centering」（具体的には「受難」の「キリスト」への関心の集中）の延長上にある。³⁴ ハムはプロテスタントイズムの「根」を中世後期のカトリック世界に求める「連続史観」の持ち主だといえる。中世後期のスコラ学一派である「新しい道」の「個物」重視の視点や人間の救済における「恩恵」重視の思潮（アウグスティヌス主義）、さらには神と人間の魂の直接的交流を説く「ドイツ神学」（著者不詳）などの神秘主義とルター思想のつながりを強調する研究者たちも同じである。³⁵ カトリック改革については「カトリックのリニューアル Catholic Renewal」や「カトリックのリバイバル Catholic Revival」といった新しい用語を提案する研究者もいる。「リニューアル」はロニー・ポチア・シアの用語で、それはイエズス会が認可された一五四〇年以降の時代を論じるための概念であり、「刷新」を強調するものである。一方「リバイバル」はマーク・フォースターがカトリック民衆の信仰心の高まりを強調するために使用する概念である。³⁶

これらの新概念はそれぞれ実証的な歴史研究を行うさいの作業仮設になりうる。それらは発見的手法の一助になる。ただし取捨選択や交通整理を行わないと、概念の洪水に翻弄されるだけに終わる危険がある。意味内容に重複のある複数の概念（用語）を同時に用いることも時として有益であるが、それらには強調点の違いがありうるから、違い（定義）を確認してから実際の歴史研究にとりくむ必要がある。

四、日本の宗教改革研究とカトリック改革研究

日本では現在「宗教改革」は Reformation の定訳となっているが、それは江戸時代末期から明治時代初期にかけ

て「宗教」と「改革」という和製漢語（正確には、一般には使われていなかった古い漢語を再利用したもの）が別々に誕生し、結びつけられた結果である。このことは今日ほとんど意識されていない。「宗教」なる語は仏典にあって、現在のように広く知られてはおらず、宗門・宗旨、教門・教法・法教といった用語が主流を占めていた。なぜ「宗教」という新語に近い言葉が使われるようになったかについては不明な点も多いが、明治元年にアメリカ合衆国代理公使がキリシタン弾圧に抗議し、彼らが信じているのはアメリカ人と同じ religion であると述べた英文を通訊（通詞）が「宗教」と訳した最初期の事例が知られている。³⁷この訳し方の背景には、非日本的な「宗教」であるキリスト教に宗門や宗旨といった古い概念を用いることへの違和感があったのであろうか。それとも宗門では古い「邪宗門」の連想が働き、外交的に穏当でないという判断があったからであろうか。いずれにせよキリスト教すなわち異質な「宗教」を日本的な宗門・宗旨とは区別しなかったことは明らかである。そして明治九年以降になると日本のクリスチャンたちも「宗教」概念を用いるようになる。また明治二〇年代にはドイツ留学から帰った井上哲次郎が東京帝国大学で「比較宗教」を講じた。その後「宗教」は欧米のキリスト教だけでなく仏教もイスラーム教も含む総称ないし普遍的概念となる。³⁸

「改革」のほうは古典中国語に由来するものの reform の訳語として明治期に定着し、しばしば「進歩」と組み合わせて使われた。「宗教＋改革」は「西洋世界におけるキリスト教の改革・進歩」を意味したのである。福沢諭吉は『文明論之概略』（一八七五年／明治八年）において「ルーザ」の「宗教変革」は「人民自由ノ氣風ヲ外ニ表シタルモノニテ文明進歩ノ徴候ト云フ可シ」「宗教ノ改革文明ノ徴候」と述べている。³⁹プロテスタントの宗教改革は明らかに「啓蒙」と「進歩」の文脈で理解されており、この宗教改革観は（おそらく現代まで）長く影響を残すことになる。

一方、「反(対)宗教改革」は二〇世紀前半に定着した用語(訳語)である。ただし石原謙のようにプロテスタントでありながら「反対宗教改革」(Gegenreformation)を単なる反対運動(逆襲)とは見なさず、中世後期以来の「教会改革」(Reform)の継統と位置づけたケースもある。⁴⁰「反動」の含意のある「反宗教改革」を避けて「対抗宗教改革」という訳語を使う傾向は一九五〇年代に始まる。⁴¹その後「カトリック改革」という用語こそ適切であるという議論も広く行われ、今日に至る。この研究史上の変化については、今野元が批判的に検討しており、「反宗教改革」なる用語に対する「言葉狩り」が行われてきたと指摘している。今野はそれを「カトリック擁護」の色彩の強い「排斥運動」とも呼んでいる。⁴²しかし何か組織的な排斥運動が行われてきた証拠は示されていない。二一世紀において「反宗教改革」の語が用いられなくなっているわけでもない。⁴³もちろん現在において「カトリック改革」「対抗宗教改革」の方が「反宗教改革」よりも頻繁に使われているのは事実である。しかしそれは「カトリック擁護」というより、中世後期と宗教改革時代の連続性を重視する学術的な立場を背景としている場合が多い。ただし「カトリック改革」「対抗宗教改革」の定義は論者によって異なるようであるから、その点では研究者間の対話と概念の明確化が必要であろう。

五、「宗教改革」は「宗教改革」のままでもいいか？

われわれが呼ぶところの「宗教改革」の時代には reformatio 概念は宗教だけでなく政治制度や法律や教育の分野でも使われており、狭い意味での教会制度や教義内容の改革(厳密には再生・復興)をさす場合には属格の名詞を補うかたちで何の改革かが明示されることが多かった。たとえばツヴィンゲリ、プリンガーの次にチューリヒのグ

ロースマユンスター教会の首席牧師となったルドルフ・グヴァルターはイングランドのエリザベス一世に送った書簡（一五五九年）のなかで「教会と宗教の改革 *ecclesiae et religionis reformatio*」という表現を用いている。これは教会制度と教義の改革・再生の意味である。⁴⁴ この場合の *religio* はむしろ現代的な宗教概念（世界の諸宗教の総称）ではなく、キリスト教ないしその内部の宗派（教派）を意味していた。*religio Lutherana* や *religio Calviniana* と同じ用例もある。一七世紀前半のルター派神学者ヨハネス・ヒンメルは「われらがアウクスブルクの信仰告白および宗教 *Augustana confessio & religio nostra*」という表現を用いている。⁴⁵ ここでは *religio* に「宗派」の意味が与えられている。そうなる *religionis reformatio* は「宗教の改革」と「宗派の改革」の二重の意味をもつことになる。明治時代の *Reformation* の訳に「宗門改革」というものがあるが、これは近世的な意味では正しいのかもしれない。⁴⁶

永本哲也は明治期に *Reformation* の訳語として「宗教改革」が定着し、「宗旨改革」や「宗門改革」といった他の表現が消えていった理由について考察するなかで、*Reformation* を「プロテスタントの教えの改革」という意味でとらえた明治の知識人たちがもともと仏教用語で「宗派」の「教え」を意味する「宗教」なる語を選び、教え（ビリーフ）より儀礼（プラクティス）を重んじる日本的な「宗門」「宗旨」を避けたのだと論じている。⁴⁷ この説明に一定の蓋然性があるうが、いくつか疑問点も残る。まず「プロテスタントの教えの改革」という表現は「プロテスタントの教えを改革すること」と読めてしまう点で曖昧である。「プロテスタントによるキリスト教改革」としなければ、正確な表現にはならないであろう。また「宗教」はそもそも仏教用語で「宗派」の「教え」を意味したという説明も十分とはいえない。中村元の包括的な研究によれば、「宗」は「教」とほぼ同じ意味で多様な宗派の教えをさす場合もあるが、元来「宗」とは「究極の真理」を意味し、「教」はその多様な説明をさしていたという。

中村によれば、明治の知識人とりわけ哲学者たちが Religion を「宗教」と訳したとき、彼らが抱いていたのは絶対的真理とそれに関する多様な教えという重層的な理解であり、そこにはたんなる宗派の教えに矮小化できない根源性ないし高次元性が含意されていた。⁴⁸ なお日本の諸宗教（宗門・宗旨）を「プラクティス」中心、西洋のキリスト教を「ビリーフ」中心とみなす観点にも問題を感じる。欧米列強が明治政府に在留外国人の「宗教の自由」を強く求めた時、それは彼らが信じる教えを公然と「実践」することであった。たとえば日本が一八六九年に「独逸北部聯邦」（北ドイツ連邦）と結んだ修好通商条約第四条には「日本に在住する独逸国民ハ其自国の宗教を自由に行ふの理あるべし故に其居留地に其宗教を奉する為の宮社を営む事勝手たるべし」と書かれている。ドイツ語文には「自由な宗教活動の権利 das Recht freier Religionsübung」という表現がみえる。「宗教的なしきたり Religions-gebräuche」という表現も使われている。これは宗教的な「プラクティス」の権利要求にほかならない。そもそもキリスト教はカトリックであろうとプロテスタントであろうと「ビリーフ」と「プラクティス」の両方を本質的な構成要素としており、アメリカ合衆国もすでに一八五八年の日米修好通商条約において「彼らの宗教の自由な実践 free exercise of their religion」の権利を強く要求していた。そうしたプラクティスの要求に日本の知識人たちが無頓着であったとは思えない。こうしたことを総合的に考慮すれば、「宗教」および「宗教改革」の概念には最初から明晰さが欠けており、現在もその状態は解消されていないというべきかもしれない。

ともあれ、ルターやツヴィングリやカルヴァンの改革はキリスト教以外の諸宗教も射程に収めた壮大なスケールがあったのか、再確認したうえで訳語を選び直すか、言い換ええないし併記を試みる必要がある。「宗教改革」という訳語は、最初に述べたとおり、現代においては、複数の異なる宗教を念頭に置いた大規模な改革という意味にもと

れる。しかし近世ヨーロッパのプロテスタント宗教改革の担い手たちは西ヨーロッパおよび近接地域の「キリスト教の改革」を企図したのであり、彼らには他の宗教（異教）との戦いや海外宣教の意欲もなかった。⁵⁰一方、近世のカトリック教会はアジア・アフリカ・南北アメリカに進出し、日本では仏教や神道と対決して宗教的闘争を繰り広げていた。そしてその運動には広い意味での「宗教」の改革と呼ぶべき要素があった。キリシタン大名は「上から」の「宗教」の改革・変遷の推進者であったことを想起したい。その意味で「宗教改革」は、むしろ近世のカトリック教会の事業の呼称とするにふさわしいと言えるかもしれない。⁵¹

プロテスタントの宗教改革者たちの「改革」は厳密には「ヨーロッパ」の「キリスト教」の教義（ビリーフ）、教会制度（インスティテューション）、儀礼・信仰実践（プラクティス）の改革であった。したがって現代においては「宗教改革」よりも「キリスト教改革」と呼ぶほうが適切かもしれない。明治時代の「宗教＋改革」の「宗教」は当初、欧米の諸国民が信じるキリスト教に関して使われた用語であった。しかもプロテスタントイズムが「進歩」の牽引する「宗教」とみなされていた。それが普遍概念ないし諸宗教の総称になって久しい現在においては、「キリスト教改革」という限定的表現を用いるほうが妥当ではないのか。複数性を強調する場合は「キリスト教諸改革」が良いかもしれない。時代と場所に限定を加えるとすれば「近世ヨーロッパのキリスト教諸改革」になるであろうか。なお筆者は「カトリック改革」もその一部と位置づける立場をとりたい。神学や教会組織の「違い」を強調したければプロテスタントイズムとカトリシズムという用語を使えばこと足りる。「近世ヨーロッパのキリスト教諸改革」の推進者のなかにはカトリシズムにとどまった人たちとそこから離反した人たちがおり、離反の程度は一樣ではなかった。このことはイングランド国教会とカルヴァン派を比較すればわかる。ルター派だけでなくカトリック内部にも出現する「敬虔派」や聖書集会実践者たちにも注目したい。一九世紀以後の「復古カトリック」（教皇権を認

めない一派)や二〇世紀の「聖ピオ十世会」(トレント式ミサの継続を求める一派)も「近世ヨーロッパのキリスト教諸改革」の時代から続く諸問題を背景として生まれたカトリック的教団である。⁵²⁾

すでに述べたように一六、一七世紀の *reformatio* 概念は必ずしも新思想や新制度の導入を意味しない。ましてや「進歩」と同義ではない。そこには再生・復旧・復興の意味があり、その点ではルネサンス概念に通じる要素がある。他方、近代語の *reform, réforme, Reform* には「改善」「進歩」の含意が強く、再生の意味は失われている。そのため「近世ヨーロッパのキリスト教諸改革」を欧米語で表現する場合には *reform* ではなく *reformation(s)* を用いるべきであろう。試みに「近世ヨーロッパのキリスト教諸改革」を英訳すれば *Christianity-reformations in Early Modern Europe* になるであろうか。⁵³⁾ なお *Reformation* の小文字化や複数化には一定の意義があると筆者は考えている。絶対化の印象を避け、多様性の認識を促進しうるからである。⁵⁴⁾

以上のような考察にもとづいて一六世紀に沸点に達した「宗教改革」を定義すれば、それはキリスト教の「本来の姿」をとり戻すべく何かを廃止したり新たに創出したりする運動とその帰結である。これはプロテスタントの事業でもありカトリックの事業でもあった。「信仰のみ」「恩恵のみ」「聖書のみ」を宗教改革の本質的要素とみる立場は明快であるようにみえるが、「恩恵のみ」の立場と相容れない「自由意思」の神学は宗教改革陣営の内部にも存在しつづけたし、「聖書のみ」は多くの場合、聖書解釈の役割を委ねられた権威ある聖職者たちの公式見解に左右されていた。たとえばマタイ福音書五章の「いっさい誓ってはならない」というキリストの言葉は「聖書のみ」を唱える人たちを現実的に拘束することはなく、支配者への忠誠誓約や法廷での宣誓はプロテスタントの世界でも行われつづけた。「聖書のみ」は多くの場合「聖書解釈を行う権能を有する神学者の見解によってのみ」を意味し、神学者たちはしばしば現実の政治制度や社会制度に妥協するなかで聖書を解釈していた。再洗礼派のようにそうし

たことを無視した草の根の聖書主義者は弾圧を受けるしかなかった。⁵⁵

ところで筆者は「宗教改革」という用語の使用をやめることを提案してはいない。重要なのは言い換えと併記を試みるなかで「定義」を明確化することである。⁵⁶なお「カトリック改革」は必ずしも教皇や枢機卿、司教や公会議を主体とするものではなく、自発的に（下から）沸き起こっていた運動も含めて考える必要がある。トレント公会議はたとえば司教の「任地定住義務」を再確立した点で一定の「改革」を成し遂げたといえるが、この会議のあざかり知らぬところで新しいタイプの修道団体の形成の動きがみられ、聖人・聖母・殉教者に対する崇拜熱が高まり、信徒中心の聖書集会運動が生じていたことも無視できない。⁵⁷これらの運動の担い手の自覚のレベルでは「改革」は目標でなかったかもしれないが、それらは研究者の視点からは（すくなくとも運動としての）宗教改革すなわち近世ヨーロッパのキリスト教諸改革の一部であったといえよう。

おわりに

プロテスタント出現後の「反宗教改革」と中世後期の神学や信仰実践とつながりをもつ「カトリック改革」は同義ではない。したがって前者は（使いつづける場合は）プロテスタントとの対決・論争を含む事象に限定して用いるべきであろう。⁵⁸「対抗宗教改革」は論者によって「反宗教改革」の言い換えであったり広義の「カトリック改革」の意味をもっていたりするから、研究者間で議論を深めて定義を共有する必要がある。カトリックの「リニユーアル」と「リバイバル」は同じ意味ではなく、後者は一種の精神的高揚も表現しているから、いわば草の根の信仰復興の研究を行う場合に有益な概念である。「宗派化」は多義的であり、人間の内面にも外的行為、組織、制度にも関わ

る点で焦点が定めにくい面があるものの、何らかの対象物が宗派教会の教義（信仰告白）に合致したものに「改変」される現象を追うのに有益な概念である。宗派化論は当初は射程外だった小宗派の「ミクロな宗派化 micro-confessionalization」の研究や諸宗派の分裂と併存・均衡状態の出現すなわち「多宗派化 multi-confessionalization」の研究にも応用されており、近世ヨーロッパのキリスト教諸改革が何をもたらしたかを具体的に知る研究に寄与している。⁵⁹ いずれにしても概念は概念であつて実体視すべきものではないから、精緻化や改良（や使用中止）の対象になって当然である。ただし概念をめぐる論争だけでは空疎であり、事実を探る実証的な歴史研究との往還が欠かせないであろう。

※本稿は第七二回日本西洋史学会大会の小シンポジウム「宗教改革の概念と実相——欧米世界と日本」（二〇一三年五月二一日実施）にさいして筆者が行った報告を増補して論文化したものである。

- 1 Cf. Michael Root, What are we commemorating? in: *Remembering the Reformation. Commemorate? Celebrate? Repent?*, ed. by M. Root and James J. Buckley, Eugene, Oregon, 2017, 14.
- 2 Heiko Oberman, *Zwei Reformationen. Luther und Calvin. Alte und Neue Welt*, Berlin 2003; Carter Lindberg, *The European Reformations*, 2nd edition, Hoboken, New Jersey, 2009. 小文本書をこしつカトリック改革を含む例として Michael Root, *op. cit.*
- 3 Ovidius, *Metamorphoses, Books 6-10 (English and Latin)*, ed. by William S. Anderson, University of Oklahoma Press, 1993, 216. ウィンディウス『変身物語』(一) 中村善也訳 (岩波文庫、二〇〇五年、第一七刷)、三三三頁。
- 4 Reformation の概念史にこしつて全般的には Elke Wolgast, *Reform, Reformation*, in: *Geschichtliche Grundbegriffe*, Bd. 5, Stuttgart 1984, 313-360 を参照。

- 5 Peter White ed., *Augustine. Confessions. Book V-IX* (Cambridge Greek and Latin Classics) Cambridge, 2019, 45. マウンスティヌス『告白』(下) 服部英次郎訳 (岩波文庫 一九七六年) 二一八頁 (七卷八章一―二節)。
- 6 J.-P. Migne ed., *Patrologiae Cursus Completus. Series Latina. Vol. 216*, Paris, 1855, col. 824.
『皇帝ジギスムントの改革』およびその時代背景について簡潔には千葉敏之「ドイツ・ライヒの展開と神聖ローマ帝国」木村靖二ほか編『ドイツ史研究入門』(山川出版社、二〇一四年) 三八―六四頁を参照。
- 8 *Acta reformationis catholicae ecclesiam Germaniae concernantia saeculi XVI*, Bd. 6, hg. v. G. Preitschifer, Regensburg 1964, 349.
Die Bekenntnisschriften der evangelisch-lutherischen Kirche. Vollständige Neuedition, hg. v. Irene Dingel, Göttingen 2014, 1311.
- 9 Johann Gerhard, *Beati Lutheri ad ministerium et reformationem legitima vocatio*, Jena 1617, 28. なお一六一七年が宗教改革百周年とされたのは一五一七年(一〇月三十一日)にルターが『九五箇条の論題』をヴァッテンベルクの城教会の扉への掲出のかたちで「公表」した年とされたからであるが、何をもち「始まり」とするかは歴史認識の問題であり、実証面での異説もある。教会の悪弊に対する批判はいつの時代にもあったのだから、「始まり」はカトリック教会との決別と新しい教会の樹立に求めることもできる。
- 10 踊共二「創られたドイツ宗教改革——現代史的考察」『武蔵大学人文学会雑誌』五〇巻一号(二〇一八年) 一―三三頁および踊共二編『記憶と忘却のドイツ宗教改革』(ネルヴァ書房、二〇一七年)を参照。
- 11 なお Lutherisch という表現は *ルター* と *カトリック* 側が使った蔑称である。Vgl. Heinrich Hepp, *Ursprung und Geschichte der Bezeichnungen „reformierte“ und „lutherische“ Kirche*, Gotha 1859, 142, 95-99.
- 12 Vgl. Art. Reformation, in: *Grosses vollständiges Universal-Lexikon Aller Wissenschaften und Künste*, hg. v. Peter Zedler, Bd. 30, Halle (Saale) und Leipzig 1741, 1676.
- 13 た *ルター* Justus Moser, *Lettre à Mr. de Voltaire contenant un essai sur le caractère du Dr. Martin Luther et sa reformation*, Hambourg, 1750.
- 14 ハイムツ = ヘルマン・ブラントホルスト『ルターの継承と市民的解放』桑山政道訳(新地書房、一九九一年) 四三―六一頁。
- 15 Leopold von Ranke, *Deutsche Geschichte im Zeitalter der Reformation*, 5 Bde., Berlin 1839-1843. 宗教改革はヨーロッパ的な論争や交流のなかで展開し、その思想はやがてプロテスタントの強国の植民主義を媒介として海外にも影響を与えるため、けっして「国史」に回収されるものではない。しかしドイツの場合は「ドイツの英雄」であるルターへの強い関心がけっさよくナチズムにまで流れ込み、グローバルな視野の宗教改革研究の進展の足枷となる。ナチズムの時代には、ルターとヒトラーはユダヤ人の追放とドイツ民族の純粋性の確保を求めた点で同じ「改革」を志していたという言説まで聞かれた。踊共二、前掲、「創られたドイツ宗教改革」を参照。もちろん現在のドイツにおいては宗教改革の「グローバルな影響」を長期的に論じる研究も行われている。Vgl.

- 16 Traugott Jähnichen et al (Hg.), *Globale Wirkungen der Reformation* (Jahrbuch Sozialer Protestantismus, Band 11), Berlin 2018. ただし英語圏のようには「ローレンス宗教改革 Global Reformation」という表現を用いた研究はまれである。この概念の語源は Nicholas Terpstra ed. *Global Reformations Sourcebook*, London, 2021 を参照。
- 17 Johann Gottfried von Meiern. *Acta Comitatalia Ratisbonensia Publica De MDCLIII. Et MDCLIV. Oder Regenspurgische Reichstags-Handlungen von den Jahren 1653 und 1654*, Tl. 2, Leipzig 1740, 527.
- 18 フォン・ブーホルンによる reformandi を含む reformations (フォンの語の複数形) を用いた。Von Meiern, a. a. O., 22.
- 19 Johann Stephan Pütter. *Kurzer Begriff der Teutschen Reichsgeschichte*, Göttingen 1791, 104.
- 20 Leopold von Ranke. *Weltgeschichte*, Bd. 4, 2. Aufl., Leipzig 1896, 607.
- 21 Wilhelm Maurenbrecher. *Geschichte der katholischen Reformation*, Bd. 1, Nördlingen 1880.
- 22 Moritz Ritter. *Deutsche Geschichte im Zeitalter der Gegenreformation und des Dreißigjährigen Krieges (1555–1648)*, Bd. 1: 1555–1586, Stuttgart 1889.
- 23 以下の巻以降も同様。Vgl. Archiv für die schweizerische Reformations-Geschichte, hg. auf Veranstaltung des Schweizerischen Piusvereins, Bd. 2, 1872.
- 24 Vgl. Ludwig von Pastor. *Geschichte der Päpste im Zeitalter der katholischen Reformation und Restauration*, Pius IV (1559-1565) (Geschichte der Päpste seit dem Ausgang des Mittelalters), Bd. 7, Freiburg im Breisgau 1920. なお、ノーストールはルター派の父とカトリックの母の間に生まれ、父の信仰に従って育てられたが、一〇歳のときにその父が死別してからカトリック教会に属する（このことについては）この宗派変更の体験者でもある。英訳版（裏表紙）の著者紹介を参照。Ludwig von Pastor. *History of the Popes, Vol. 1: The Great Schism*, Morrisville, North Carolina, 2015. ノーストール語の発音はゴットフリート・エーリク・ボルグスタット。
- 25 Hubert Jedin, *Katholische Reformation oder Gegenreformation? Ein Versuch zur Klärung der Begriffe* nebst einer Jubiläumsbetrachtung über das Tridenter Konzil, Luzern 1946.
- なお Reform という単語は元来フランス語には存在せず、それがフランス語から移入されたのは一八世紀のことである。フランス語では réformation と reforme は類義語だが、前者は「行動」や「運動」を示し、後者はその「結果」すなわち教義・儀礼・制度の変更等を意味するものと考えられる。Marc Vénard. *Réforme, Réformation, Pré-réforme, Contre-Réforme. Étude de vocabulaire chez les historiens récents de langue française*, in *Historiographie de la Réforme*, Philippe Joutard (dir.), Neuchâtel, 1977, 352-365. このフランス語の réforme をフランス語化した Reform を Réformation の類義語とみなす場合は行動(運動)とその結果も含むものになる。イエーディンの立場(すなわちカトリック改革と反宗教改革の二重概念の使用)の二一世紀における継承者はデューター・ヴァイスである。

- Dieter J. Weiß, *Katholische Reform und Gegenreformation. Ein Überblick*. Wissenschaftliche Buchgesellschaft, Darmstadt 2005.
なおツマインスはカトリック教徒である。
- 26 Anthony D. Wright *The Counter-Reformation. Catholic Europe and the Non-Christian World*. Aldershot 2005, 232f. ユーイングは二〇世紀後半にちなみ Gegenreformation に近代化・合理化の端緒とする研究が現れた。Vgl. Wolfgang Reinhard, *Gegenreformation als Modernisierung? Prolegomena zu einer Theorie des konfessionellen Zeitalers*, in: *Archiv für Reformationsgeschichte*, Jg. 13 (1977), 226-252.
- 27 山川出版社の『世界史用語集』では「対抗宗教改革（反宗教改革）(Counter Reformation) とされる」。その定義は「宗教改革の進展に打撃を受けた旧教側が信仰上・道徳上の刷新を目指した動き」である。全国歴史教育研究協議会編『世界史用語集・改訂版』（山川出版社、二〇一八年）一六一頁。ちなみに ChatGPT は「Counter-Reformation を日本語にする」『対抗宗教改革』となりませう。「Gegenreformation を日本語にする」『対抗宗教改革』となりませう。これはドイツ語と Counter-Reformation と同じ意味を表しませうと回答した（二〇二三年四月二七日）。「対抗宗教改革」を使う論者が多数だからである。
- 28 踊共二「宗派化と世俗化の歴史解釈——ヨーロッパ史からグローバルヒストリーへ」『東欧史研究』四〇号（二〇一八年）九七—一〇八頁。なおシリングは特定の宗派教会と国家機関の癒着ないし一体化がけっきょく「世俗化」をもたらすと考えている。一方ブラッド・グレゴリーは、進歩的な政策をとる諸国家が経済を優先し、争いを避けるために宗派的多様性を認め、信仰の「個人化」を促進するなかで世俗化が（意図せざる宗教改革の帰結として）起ったと論じている。Brad Gregory, *The Unintended Reformation. How a Religious Revolution Secularized Society*, Cambridge, 2012, 21, 23, 215.
- 29 Lindberg, *op. cit.* 『オックスフォード近世ヨーロッパ史ハンドブック』のプロテスタント主義の章を担当したウリムカ・ルブラマンツの小文字・複数の reformations 概念を容認している。 Cf. Ulinka Rublack, *Protestantism and its Adherents*, in: *The Oxford Handbook of Early Modern European History, 1350-1750. Vol. 1. Peoples and Place*, ed. by Hansish Scott, Oxford, 2015, 593.
- 30 Christian Thomasius, *Historia Juris Naturalis*, Halle/Magdeburg 1719 [Nachdruck 1972], 58.
- 31 たなトーマス・カウプマンのユートピアに共通性を重んじて大文字・単数の伝統を守る歴史家がらるユートピアも留意する必要がある。
- 32 Vgl. Thomas Kaufmann, *Erlöse und Verdammte. Eine Geschichte der Reformation*, München 2016.
https://www.vatican.va/archive/hist_councils/ii_vatican_council/documents/vat-ii_decree_19641121_uniatis-redintegratio_en.html
- 33 https://www.vatican.va/jubilee_2000/magazine/documents/du_mag_01051997_d-49_en.html
- 34 Berndt Hamm, *Reformation als normative Zentrierung von Religion und Gesellschaft*, in: *Jahrbuch für Biblische Theologie* 7 (1992),

- 241-279. 原田晶子「広がる宗教改革Ⅰ 中世後期への拡大——中世と連続する大改革」『UP』五三九／九号（二〇一七年）、一一一—一八頁を参照。
- 35 踊共二「宗教改革とカトリック改革」木畑洋一・安村直己編『岩波講座世界歴史 一五巻 主権国家と革命 一五—一八世紀』(岩波書店、二〇一三年)、七三—一〇〇頁を参照。なお中世後期にさかのぼり、かつ一八世紀まで展望しながら「長い宗教改革」(Long Reformation)を論じる研究者もある。 Cf. Peter Wallace, *The Long European Reformation. Religion, Political Conflict, and the Search for Conformity, 1350-1750*, London, 2004.
- 36 Ronnie Po-chia Hsia, *The World of Catholic Renewal, 1540-1770*, Cambridge, 2005; Marc R. Forster, *Catholic Revival in Age of the Baroque: Religious Identity in Southwest Germany, 1550-1750*, Cambridge, 2008. フォーンスターは一八世紀以降の英米のプロテスタント世界における情緒的な「信仰復興」を意識しているかもしれない。
- 37 外務省調査部編『大日本外交文書 第一巻第一冊 (日本国際協会、一九四〇年)、六三九—六四二頁。
- 38 磯前順一「宗教概念あるいは宗教学の死」(東京大学出版会、二〇一二年)、一一—四頁。明治以前、江戸時代の日本人がどの程度プロテスタントイデオロギイについて知っていたかについては、踊共二「近世日本人のプロテスタント認識——禁教時代の危険な東西交流」『武蔵大学人文学会雑誌』五四巻二号(二〇一三年)、四七—九三頁を参照。
- 39 福沢諭吉『文明論之概畧』(一八七五年)、四七二頁(初版から引用)。
- 40 石原謙「宗教改革の精神」『世界精神史講座・西洋精神』(一)(理想社、一九四〇年)、二八六、二八七頁。
- 41 松田智雄ほか編『図説世界文化史大系』ルネッサンス』(角川書店、一九五八年)、二八五頁。比屋根安定編『キリスト教辞典』(誠信書房、一九六五年)一一五頁。
- 42 この点に関しては今野元が批判的に検討している。今野元「Gegenreformation は『対抗宗教改革』か——西洋近世史研究におけるドイツ語解釈を巡って」『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集』第三三号(二〇一二年)、三九—六〇頁を参照。
- 43 江村洋『カール五世』(東京書籍、一九九二年)、二四二頁。これはバイエルンのアルブレヒト五世によるカトリック再興をさしている。瀬原義生も翻訳書のなかで「宗教改革と反宗教改革」という用語を使っている。アンドリュウ・ウィートクロフツ『ハプスブルク家の皇帝たち——帝国の体現者』(瀬原義生訳(文理閣、二〇〇九年)、一〇七頁)。
- 44 Hastings Robinson ed., *The Zurich Letters (Second Series): Epistole Tigurinae*, Cambridge, 1845, 3.
- 45 Johann Himmel, *Calvinismus seu collegium anti-Calvinianum publicum: quo mathematica Calviniana disputationibus XIII. methodice: ex scriptis Calvinianorum singulari studio collecta, proponitur etc.* Jena 1625, 5.
- 46 たとえばピーター・パーレー(サミュエル・G・グッドリッチ)の『万国史』の邦訳には「千五百十八年ニ當リテマルティンリユ

- ゼルト云フ人始メテ宗門改革ノ説ヲ唱ヘ法皇ノ威權ヲ抵排シテ説法セシカハ之カ為メニ歐羅巴中ノ騒乱ヲ醸生セリ」とある。ペー
トル・バーレー（巴来）『万国史』 牧山耕平訳（文部省、一八七六年）、四三〇頁。福沢諭吉も「宗教ノ改革」と並んで「宗門ノ改革」
という表現を用いており、これによって「新教」が樹立されたと述べている。『文明論之概畧』、二一〇、二一一頁。
- 永本哲也『Reformation』の訳語「宗教改革」の確立過程とその含意「キリスト教史学」七七集（二〇一三年）、一〇一―一六頁。
- 中村元「宗教」という訳語『日本学士院紀要』四十六巻二号（一九九二年）、三九―一四六頁。
- 49 外務省調査部編『大日本外交文書』第二巻第一冊（日本国際協会、一九四〇年）、四一頁および外務省蔵版・維新史学会編『幕末維
48 新外交史料集成』第三巻（財政経済学会、一九四三年）復刻版、第一書房、一九七八年）、一六三―一六四頁。 Cf. *Treaties and
Conventions concluded between the United States of America and Other Powers, since July 4, 1776*, Revised Edition, Washington,
Government Printing Office, 1873, 519f.
- 51 50 踊共二、前掲、「宗教改革」カトリック改革』『岩波講座世界歴史一五巻』、九七頁。
なお一七世紀前半以降、日本で禁教体制が確立した後、農村部および都市内で共同体的またはセクト的に信仰を維持したのが「か
くれキリシタン」なのだが、一九世紀の「再発見」後、欧米人たちは前述のとおり彼らが信じているのは自分たちと同じ religion
だと主張した。その時代の西洋諸語の religion はもはや「宗派」を意味せず、キリスト教・ユダヤ教・イスラーム教・仏教などの
主要宗教を大括りにする概念であった。そのため、かくれキリシタンは広義のキリスト教徒と認識されたのである。当時の欧米人
はかくれキリシタンたちの信仰の実態を詳しく知らなかったが、彼らが西洋文明の落し種に見えていたことに疑問の余地はない。
- 踊共二『改宗と亡命の社会史——近世スイスにおける国家・共同体・個人』（創文社、二〇〇三年）、二二二―二三四頁を参照。復
古カトリックについては上智学院新カトリック大事典編纂委員会編『新カトリック大事典』第四巻（研究社、二〇〇九年）、
三五七、三五八頁を参照。なおオランダ（ユトレヒト）の復古カトリック教会には一八世紀にさかのぼる歴史がある。聖ビオ十世会
のごくじは Huguette Perol, *Le choix impossible de la Fraternité Saint-Pie X: Fidélité ou sectarisme ?* Paris, 2016 を参照。
- 53 中世後期のラテン語文書には *reformatio Christianitatis* と *Christianitatis reformatio* という表現がみられる。フェレーラ・フイ
ンツェ公会議関係の史料（一四三八年）がその例である。Concilium Florentinum documenta et scriptores, Vol. 3, ed. Georgius
Hofmann, Roma, 1950, 69. したがって筆者の用語には歴史的な先例があるといえる。
- 54 これは欧米の論者のなかにキリスト教を特別視しない立場の表明としてキリスト教の「神」を God ではなく god とつづる人たちが
いることと似てくるかもしれない。 Cf. Alex Schuman, *The Secular Contract. The Politics of Enlightenment*, London, 2011, 103.
- 55 このテーマについては、たとえば踊共二「スイス再洗礼派の聖書主義——農民戦争との関係をめぐって」『早稲田大学大学院文学研
究科紀要』別冊二六輯（一九八九年）、一六一―一六九頁を参照。

- 56 踊共二「記念日の歴史学——宗教改革五〇〇年を振り返って」『歴史と地理——世界史の研究』七一六号（山川出版社、二〇一八年）、六一〜六四頁を参照。
- 57 踊共二、前掲、「宗教改革とカトリック改革」を参照。
- 58 ヨーロッパには新田両派が混在する場所も多く、そうした土地では家族や親族が宗派的に分断され、子どもの奪い合いや誘拐も起きていた。そうした事件は一八世紀まで続き、カトリック勢力が失地回復・再カトリック化を試みた地域に多かった。「反宗教改革」は無名の信徒たちも担い手としていたのである。スイスについては踊、前掲、「改宗と亡命の社会史」を参照。オランダについては Benjamin Kaplan, *Canongate's Kithapping. A Story of Religious Conflict in the Age of Enlightenment*, Yale University Press, 2019 を参照。
- 59 踊共二、前掲、「宗派化と世俗化の歴史解釈」を参照。

